

幼保連携型認定こども園明照幼稚園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人 明照学園
事業者の所在地	上越市寺町3丁目8番20号
事業者の連絡先	025-525-1500
代表者氏名	理事長 佐藤 信明

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	幼保連携型認定こども園明照幼稚園							
所在地	上越市寺町3丁目8番20号							
連絡先	025-525-1500							
施設長氏名	園長 小林 實							
開設年月日	令和5年4月1日							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
利用定員	(1号)				27人	23人	23人	73人
	(2・3号)	3人	9人	6人	2人	2人	2人	24人
当園の基本理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために 適切な環境が等しく確保されることを目指す。 ・ 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。 ・ 当園は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域こども・子育て支援事業を行なう者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。 							

(3) 施設の概要 ※別添可

敷地	敷地全体	1 8 1 1 . 9 0 m ²
	園庭	7 9 5 . 2 7 m ²
園舎	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板平屋建て
	延べ	7 1 6 . 7 5 m ²

(4) 主な設備の概要 ※別添可

設備	部屋数
乳児室	1 室
遊戯室	1 室
保育室	4 室
職員室	1 室
保健室	1 室
調理室	1 室
多目的室	1 室

(5) 職員体制 (令和6年4月1日現在)

職種	員数
園長	1 人
園務主任	1 人
主幹保育教諭	1 人
保育教諭	所定数
保育補助	所定数
栄養士・調理師	1 人
調理補助	1 人
運転士	3 人

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定の子ども (教育認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	午前8時00分～午後2時30分
延長保育	朝：7時30分～午前8時 夕：午後4時～午後6時30分
開所時間 (延長保育)	月～金曜日 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前7時30分～午後0時
休業日	土・日曜日・祝日・ 夏期休暇 (7月25日～8月25日) 年末年始休暇 (12月25日～1月7日) 年度末休暇 (3月25日～4月5日)

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前7時 30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 午前7時30分～ 午前8時 夕： 午後6時～午後6時30分
	保育短時間	朝： 午前7時30分～午前8時30分 夕： 午後4時30分～ 午後6時30分
開所時間	月～金曜日	午前 7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前 7時 30分～午後 0時
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日） お盆（8月13日～16日）	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
実費徴収	給食費（3号除く）	5500円
	教材費	1700円
	施設維持費	1500円
	衛生管理費	150円
その他	絵本代	400円
	肝油代	150円
	父母の会費	700円

（8）支払方法

園使用の ICT アプリ「コドモン」で通知しアプリ経由で引き落とし

(9) 提供する特定教育・保育の内容

- ・ 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育を提供する。
- ・ 教育内容は
 - ① 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。
 - ② 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人に関わる力を育てる。
 - ③ 周囲の様々な環境に好奇心や探求心をもってかかわり、それらを生活に取り入れようとする。
 - ④ 経験したことや考えたことなどを自分なりに言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
 - ⑤ 感じたことや考えたこと自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	始業式・入園式・対面式・お誕生会・家庭訪問
5月	花まつり・避難訓練・参観日・お誕生会・遠足
6月	歯科検診・内科検診・参観日・お誕生会・避難訓練
7月	運動会・参観日・避難訓練・プール・終業式・お泊り保育
8月	夏祭り・始業式・お誕生会
9月	プール・遠足・敬老会・避難訓練・お誕生会
10月	避難訓練・お誕生会・文化祭・内科検診・歯科検診
11月	7・5・3 詣り・避難訓練・お誕生会
12月	もちつき大会・避難訓練・クリスマス・お誕生会・個人面談・終業式
1月	始業式・お誕生会・音楽会・避難訓練
2月	だんご巻き・避難訓練・お誕生会・参観日・マーチング移杖式
3月	避難訓練・お別れ会・お誕生会・卒園式・終業式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【1号認定子ども（教育認定）】

利用者の内定	選考基準は先着順とする
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園も含む） ・ 保護者から退園の虫出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市が行う利用調整による
利用決定（認定こども園）	利用契約書の締結による（認定こども園のみ）
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

（12）緊急時における対応方法

当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（13）非常災害対策

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	令和5年2月27日
避難訓練	月1回以上実施
防災設備	消火器 自動火災報知設備 火災通報装置 避難器具 誘導灯 屋内消火栓設備
避難場所	昭和町1丁目「いちょう公園」

(14) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	園務主任
相談・苦情解決責任者	園長
第三者委員	父母の会会長
	町内会長

【要望・苦情等への対応方法】

- 相談・苦情受け窓口の設置
- 相談・苦情内容の記録
- 相談・苦情への指導または助言による改善の実施

(15) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	三井住友海上「JK保険」へ加入
-------	-----------------

(16) 個人情報の取り扱い

- 園務主任が責任を持って金庫及び所定場所で管理

(17) その他保護者に説明すべき事項

月1回の学年便り、ICTアプリ「コドモン」・ホームページ・ブログで公表